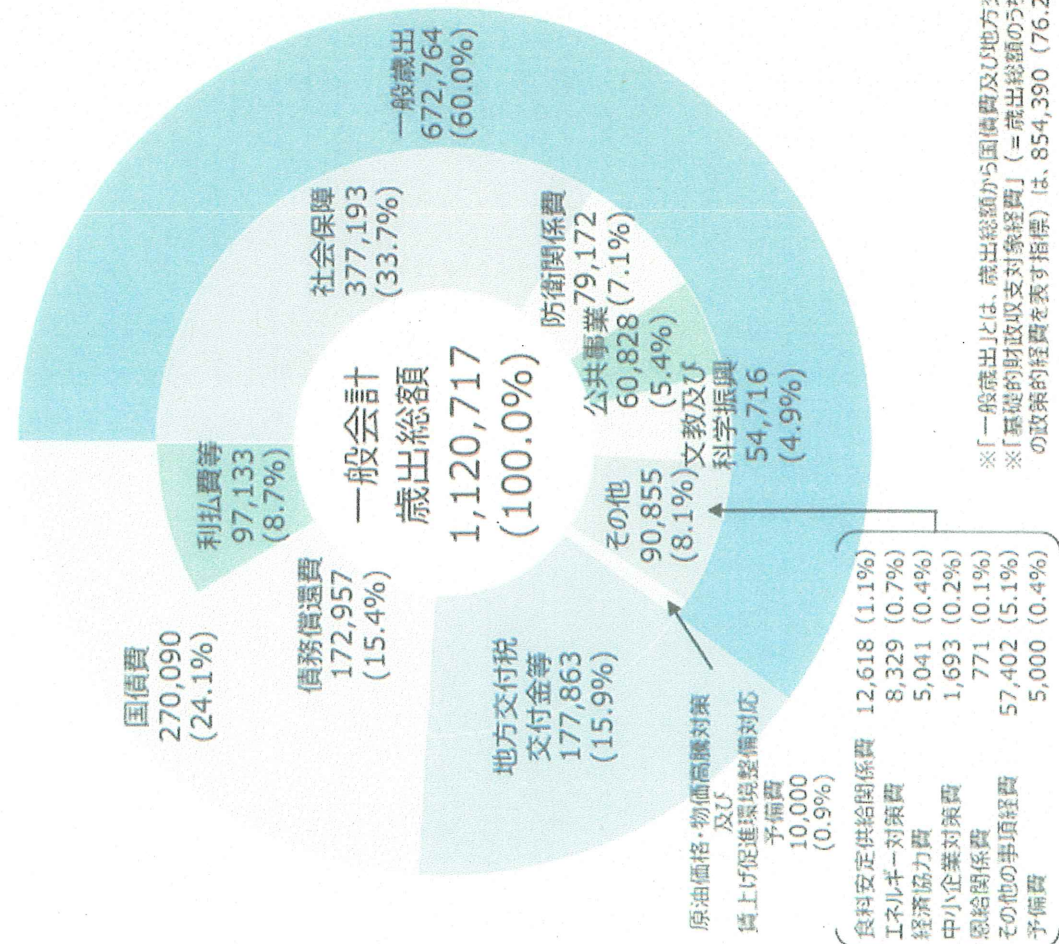


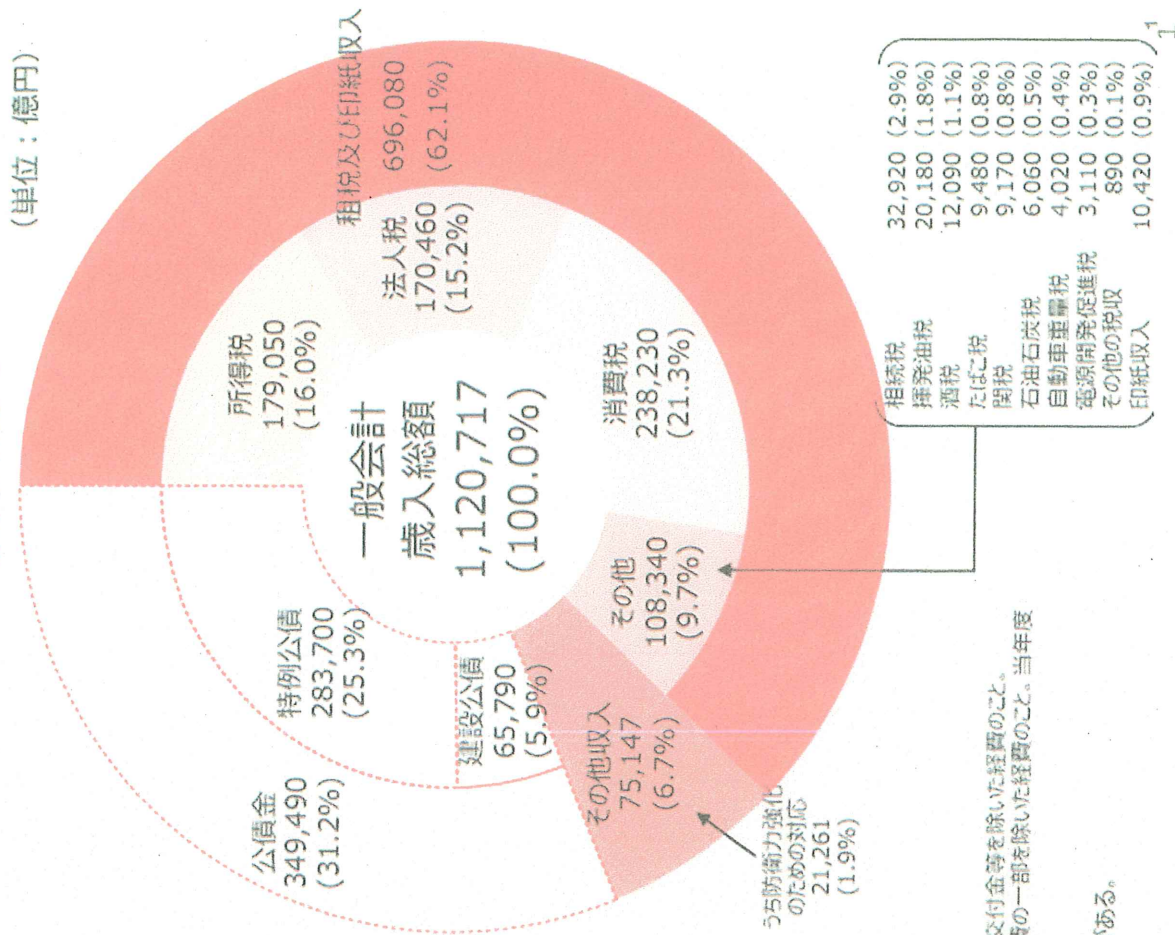
資料

# 2024年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

## 一般会計歳出



## 一般会計歳入



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によるので、端数において合計とは合致しないものがある。  
 (注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は56.1%。

# 子ども・子育て支援化加速化プランの基本骨格（イメージ）

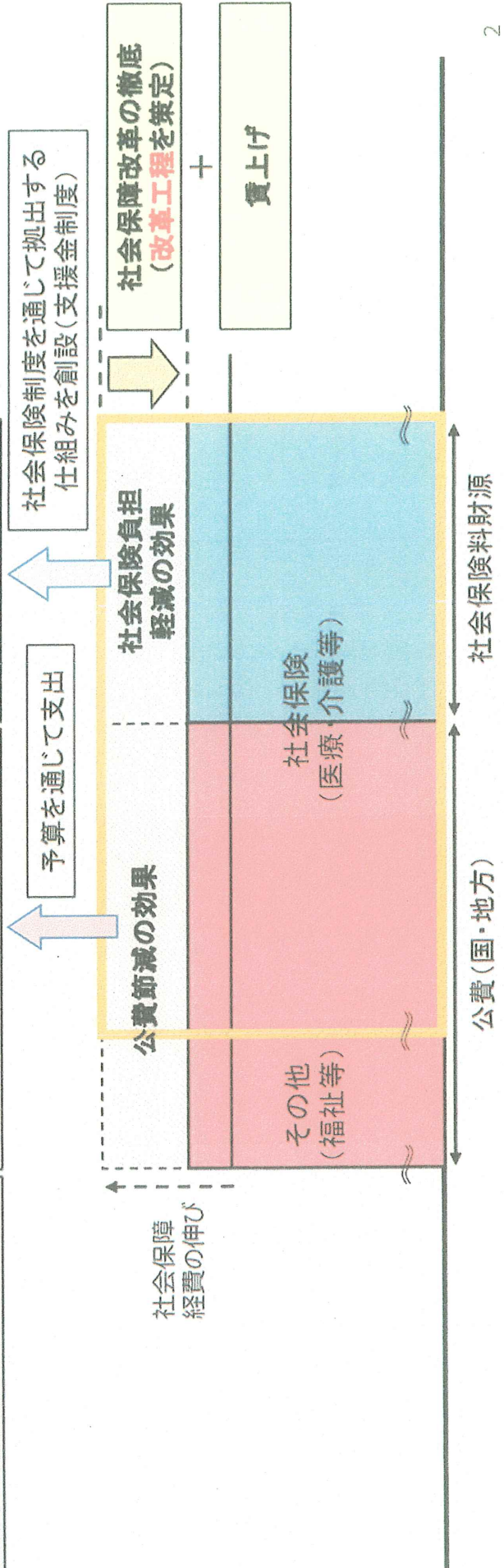
- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

## 【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

|                   |                                      |                     |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 経済的支援の強化<br>1.7兆円 | 全てのこども・子育て世帯を<br>対象とする支援の拡充<br>1.3兆円 | 共働き・子育ての推進<br>0.6兆円 |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------|

## 【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

|                       |                   |       |
|-----------------------|-------------------|-------|
| 既定予算の最大限の活用等<br>1.5兆円 | 歳出改革の徹底等<br>1.1兆円 | 1.0兆円 |
|-----------------------|-------------------|-------|



# 職員配置基準の改善について

## 2024年度の対応

### 【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能とされているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



### 【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

| 年齢    | 従前の基準 | 新たな基準 |
|-------|-------|-------|
| 4・5歳児 | 30：1  | 25：1  |

- ※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度に加算取得率：約90%）
- ※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う。

## 2025年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

# こども誰でも通園制度の創設について

## 検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づき地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づき新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

## 制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果
- 給付制度とすることで制度利用のアクセスが向上
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる**

## 【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業（※）**
- ・ 150自治体程度を想定
- ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能なよう支援

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
- ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づき新たな給付制度**
- ・ 全自治体で実施（※）
- ・ 国が定める月一定時間までの利用枠

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。  
（令和8・9年度の2年間の経過措置）

## 【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「○○給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。  
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。等6

# こども誰でも通園制度の概要について

- ◇ 給付制度の立て付け  
現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、「〇〇給付(名称は精査中)」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。
- ◇ 利用対象者の認定  
対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童(未就園児)であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。
- ◇ 事業実施者の指定  
本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。
- ◇ 契約の仕組み  
利用者と事業実施者との直接契約、利用者負担については事業者において徴収。
- ◇ 2024施行的事業  
自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設ける。また、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。(※)「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ。  
(※)一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日(月1~2時間程度に相当)となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる。一時預かりとの併用可。
- ◇ 人員配置  
2023年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。
- ◇ 利用方法・実施方法  
定期利用または自由利用、一般型(在園児合同、専用室独立実施型)、余裕活用型

# 2023年度補正予算 ことも誰でも通園制度試行的事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：91億円

## 1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「ことも誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

## 2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「ことも誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D.E. 4,563千円
- ③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※ことも誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

## 放課後児童クラブの受皿整備

### ○こども未来戦略(2023.12.20閣議決定)

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

＜新・放課後子ども総合プランの着実な実施＞

○ 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。

○ このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン(2019年度～2023年度)による受皿の拡大(約122万人から約152万人への拡大)を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る。



# 放課後児童健全育成事業の運営費における常勤職員配置の改善

## 1. 施策の目的

- 保護者が労働等により屋間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

## 2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

### 【現行の補助要件】

- ① 国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ② 放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、職員配置状況に応じた補助を行っている。

### 【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

| 創設        | 補助要件                                       | 放課後児童支援員                                                                                             | 補助基準額（案）<br>（1支援の単位当たり年額） |
|-----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|           | <b>常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。</b>             | <br>* 2名とも常勤      | <b>6,552千円</b>            |
| ①<br>（現行） | 放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を <b>2名以上</b> 配置（※）した場合 | <br>* 常勤・非常勤問わず  | 4,868千円                   |
| ②<br>（現行） | 放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を <b>1名のみ</b> 配置した場合    | <br>* 常勤・非常勤問わず | 4,088千円                   |

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む）  
 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

※ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。

# 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児における加速化プランの対応

## <課題>

### こどもの貧困対策

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活・学習支援を強化するとともに、ひとり親家庭への経済的支援、就業支援、養育費確保支援を多面的に強化。

## <加速化プランでの対応>

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活・学習支援を強化するとともに、ひとり親家庭への経済的支援、就業支援、養育費確保支援を多面的に強化。

## <目指す姿>

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

◆ひとり親家庭等のこどもの大  
学等進学率が低い

◆ひとり親の手当が減ったり止  
まったりすることが心配で、働き  
控えを考える人がいる。多子ひと  
り親世帯は、特に生活に困窮

◆手当が止まると、手当と連動  
した支援策からも外れてしま  
う

### 児童虐待防止

包括的な相談支援体制を構築・強化し、虐待防止の取組みを強化。こども・若者視点での新たなニーズに応じたアウトリーチ型支援など  
を強化

◆こども・若者が自分の意思で選  
択できる支援が少なくない

◆相談対応件数の増加を踏まえ、  
迅速・的確な対応が可能とな  
る体制の整備が必要

### 障害児支援・医療的ケア児

◆こどもの育ちに不安、どこで誰  
に相談すればよいかわからない、  
支援につながらない  
◆障害があっても、みんなといっ  
しょに遊び、学びたい

◆成長に応じて補装具を頻繁に  
買い替えられない(経済的な  
負担が大きい)

### ◆こどもの学習支援・生活支援の強化

▶地域で学習をサポートする場を増やし、新たに、こどもの**大学受送料等を補助**

### ◆児童扶養手当の拡充



### ▶所得制限の見直し

✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円

✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円

▶ **多子加算の増額(第3子以降の額を第2子と同額に)**

### ◆児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

▶所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できな  
かったが、**1年間をめぐりに利用可能に**

### ◆虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所

(こども若者シェルター)を確保し、相談支援等を実施

### ◆学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援



### ◆児童相談所の職員体制強化と業務効率化 (ICT化等) の推進



こどもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供するとともに、地域社会への参加・包  
摂(インクルージョン)を推進

### ◆早期からの切れ目のない支援とインクルージョンの推進

▶乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実**

▶児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援や看護師等の配置促進**に  
より、**保育所等の受入体制を強化**



様々な機会・場所での「気づ  
き」を、専門的支援に早くつ  
なげる  
地域の様々な場で、ともに過  
ごし・育つことができる

### ◆こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

▶障害児の日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



こどもの成長にあつた補装具  
を使うことができる

# こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保について

○「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分(2,250億円程度)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額

○ 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費(仮称)」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債(仮称)」を創設

## ＜対象事業＞

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】公共施設、公用施設

(例) ・子育て相談室 ・あそびの広場 ・子育て親子の交流の場 ・科学、自然、調理などの体験コーナー

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等

(例) ・空調、遊具、遊具、防犯対策設備の設置 ・トイレの洋式化 ・バリアフリー改修・園庭の整備(芝生化)

## ＜地方財政措置＞

充当率: 90% 交付税措置率: 50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

期間: 2028年までの5年間

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

# 介護報酬・障害サービス等報酬改定率について

## 介護報酬

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、2024年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.59%  
(内訳) 介護職員の処遇改善分 +0.98%(2024年6月施行)  
その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

## 障害福祉サービス等報酬

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、2024年度の障害福祉サービス等報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.12%

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

# 「介護職員等処遇改善加算」のイメージ

新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。

（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）

加算率 ※1

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

|         |                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [22.4%] | <b>Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）</li> </ul>                                           |
| [20.3%] | <b>Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> </ul> <p style="color: red;">※各事業所の配分ルール【裁量】</p> |
| [16.1%] | <b>Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>                                                                         |
| [12.4%] | <b>Ⅳ 新加算（Ⅳ）の1/2（6.2%）以上を月額賃金で配分 ※3</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>                                        |

| 対応する現行の加算等 ※1                                                                 | 新加算の趣旨                |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>〔13.7%〕<br>b. 特定処遇加算（Ⅰ）<br>〔6.3%〕<br>c. ベースアップ等支援加算<br>〔2.4%〕 | 事業所内の経験・技能のある職員を充実    |
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>〔13.7%〕<br>b. 特定処遇加算（Ⅱ）<br>〔4.2%〕<br>c. ベースアップ等支援加算<br>〔2.4%〕 | 総合的な職場環境改善による職員の定着促進  |
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>〔13.7%〕<br>b. ベースアップ等支援加算<br>〔2.4%〕                           | 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備    |
| a. 処遇改善加算（Ⅱ）<br>〔10.0%〕<br>b. ベースアップ等支援加算<br>〔2.4%〕                           | 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 |

※1 加算率は訪問介護のものを例として記載。

※2 上記のほか、現行加算の取得状況に応じて、令和6年度未まで、以下の経過措置区分を設ける。

| 現行加算の取得状況 | Ⅰ     |       | Ⅱ     |       | Ⅲ     |       | Ⅳ     |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | Ⅰ     | Ⅱ     | Ⅰ     | Ⅱ     | Ⅰ     | Ⅱ     | Ⅰ     | Ⅱ     |
| 処遇加算      |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 特定加算      | なし    | 有     | なし    | 有     | なし    | 有     | なし    | 有     |
| ベースアップ加算  | V(1)  | V(2)  | V(3)  | V(4)  | V(5)  | V(6)  | V(7)  | V(8)  |
| 経過措置区分    | 20.0% | 18.7% | 17.9% | 16.6% | 16.3% | 14.2% | 12.1% | 11.8% |
| 加算率       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |
|           |       |       |       |       |       |       |       |       |

※3 現行のベースアップ等支援加算（2.4%）を取得していない事業所は、一本化に伴って増えた加算額のうち、現行のベースアップ等支援加算に相当する額の2/3（1.6%）以上の新たな月額賃金改善が必要。

## 毎日新聞 2023年11月11日

厚生労働省は10日、来年2月から介護職らの月収を6000円程度引き上げる処遇改善策を実施すると発表した。今年度補正予算案に関連経費539億円を盛り込み、看護補助者や障害福祉サービス事業所の福祉・介護職も対象とする。補正予算に計上したのは来年2月～5月の賃上げ分で、その後は来年度改定される介護報酬に反映させる方向で調整している。

### ■ 2023年度の賃金引き上げの状況

春闘の全産業平均賃上げ率 **3.58%**

平均賃上げ額 **10,560円**

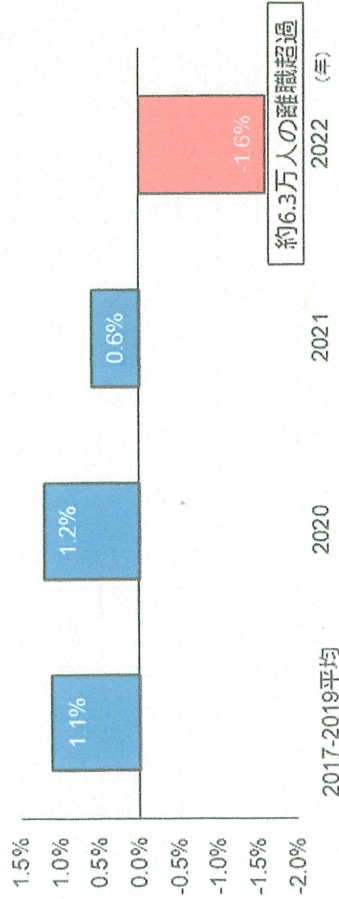
(出典：2023年春闘 連合回答集計結果)

介護事業所の平均賃上げ率 **1.42%**

平均賃上げ額 **3,630円**

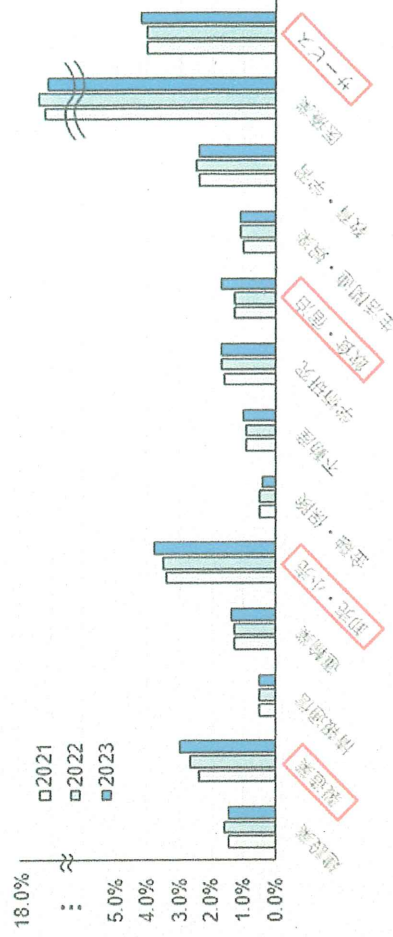
(出典：全老健・老施協・GH協・介護医療院における調査結果)

### ■ 介護等分野の入職超過率（入職率－離職率）の推移



(出典：厚生労働省「雇用動向調査」より作成  
注：「介護等分野」は、「社会保険・社会福祉・介護事業」)

### ■ 介護等分野から他産業への入職内訳



(出典：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成  
注：「介護等分野」は、「社会保険・社会福祉・介護事業」)

# 2024年からの介護職員処遇支援補助金（案）について

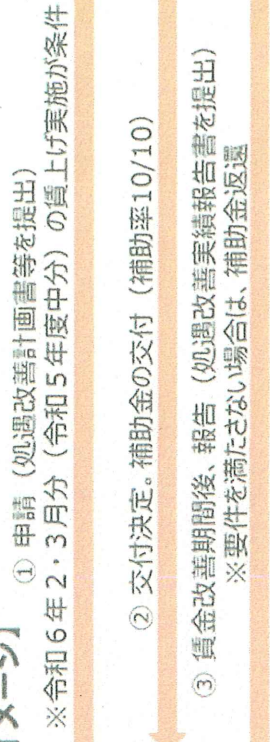
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- ◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
  - ・ 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援見込みの事業所も含む）
  - ・ 上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金（※）の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
  - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
  - ・ 介護職員
  - ・ 事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
  - ※ 賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求め（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
  - ※ 賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求め（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **交付方法**

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約364億円（事務費含む））。

◎ **申請・交付スケジュール**

  - ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
    - ※ 事業所に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
  - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

## 【執行のイメージ】



介護事業所

都道府県

# 2024年からの介護職員処遇支援補助金の交付率について（案）

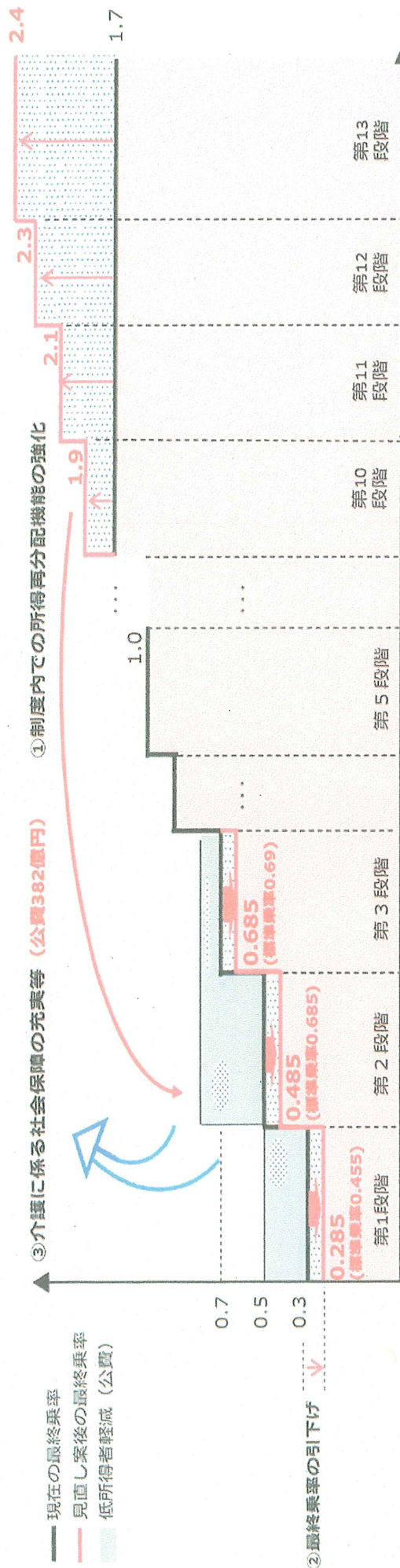
○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される補助金額は、介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円（給与の約2%）の賃金引上げに相当する額になる。

| サービス区分                      | 交付率  |
|-----------------------------|------|
| ・ 訪問介護                      |      |
| ・ 夜間対応型訪問介護                 | 1.2% |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護          |      |
| ・ (介護予防) 訪問入浴介護             | 0.7% |
| ・ 通所介護                      |      |
| ・ 地域密着型通所介護                 | 0.7% |
| ・ (介護予防) 通所リハビリテーション        | 0.6% |
| ・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護        | 0.8% |
| ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護          |      |
| ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護         | 1.4% |
| ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護        | 1.0% |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護             |      |
| ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護       | 1.3% |
| ・ 介護老人福祉施設                  |      |
| ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護      | 0.9% |
| ・ (介護予防) 短期入所生活介護           |      |
| ・ 介護老人保健施設                  |      |
| ・ (介護予防) 短期入所療養介護 (老健)      | 0.5% |
| ・ 介護医療院                     |      |
| ・ (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院) | 0.3% |

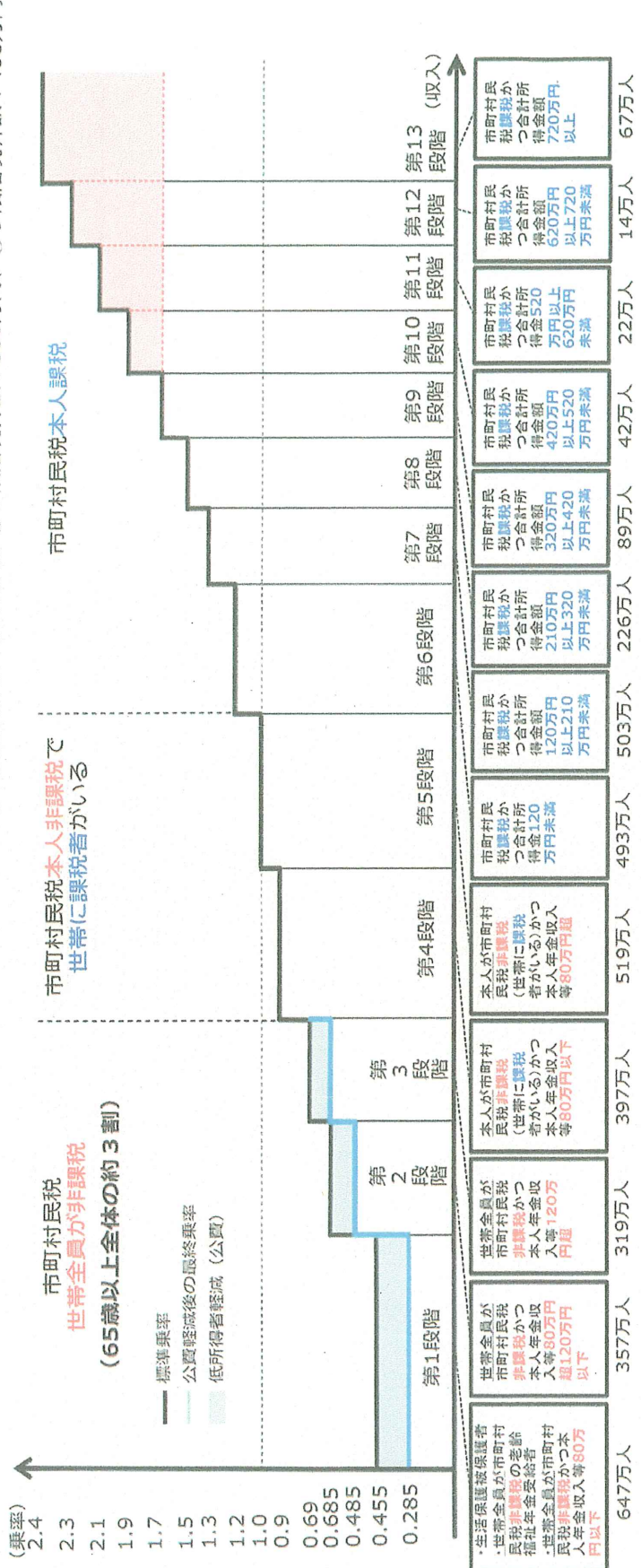
- ※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。
- ※ 対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ※ 別途賃上げ効果が継続される取組みを行うとされていることを踏まえ、6月以降の取扱いについては、引き続き調整・検討予定。



# 第1号保険料に関する見直し（標準9段階から標準13段階への見直し）



- ①第8段・第9段階の境界となる基準所得金額（9段階境界額）+100万円、  
②9段階境界額+200万円、③9段階境界額+300万円、④9段階境界額+400万円



# 多床室の室料負担について

- ◆ 多床室の室料負担については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていた。
- ◆ 大臣折衝事項に基づき、在宅との負担の公平性、各施設の機能、生活環境や利用実態等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

## 1. 室料負担を求め多床室の入所者について

- ・ II型介護医療院（※1）の多床室の入所者
- ・ 「その他型」（※2）及び「療養型」（※3）の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・ いずれも8㎡/人以上に限る。

※1：I型は介護療養型医療施設、II型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2：超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3：平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

## 2. 室料として負担いただく額について

- ・ 月額8千円相当（ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。）

## 3. 施行時期について

- ・ 多床室を利用している方等に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月とする。

※：引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

# 児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

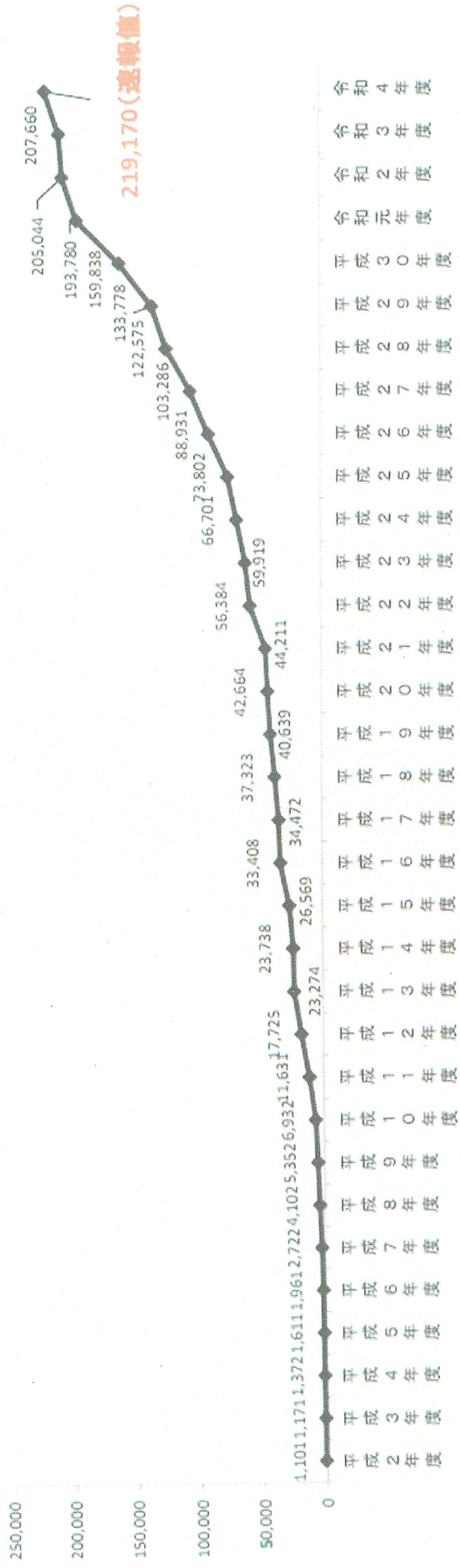
○2022年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、**219,170件(速報値)**で、過去最多。

※対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(2021年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※相談対応件数とは、2022年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

## 【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(2021年度:124,724件→2022年度:129,484件(+4,760件))
- ・警察等からの通告の増加(2021年度:103,104件→2022年度:112,965(+9,861件))<2021年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り>
- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

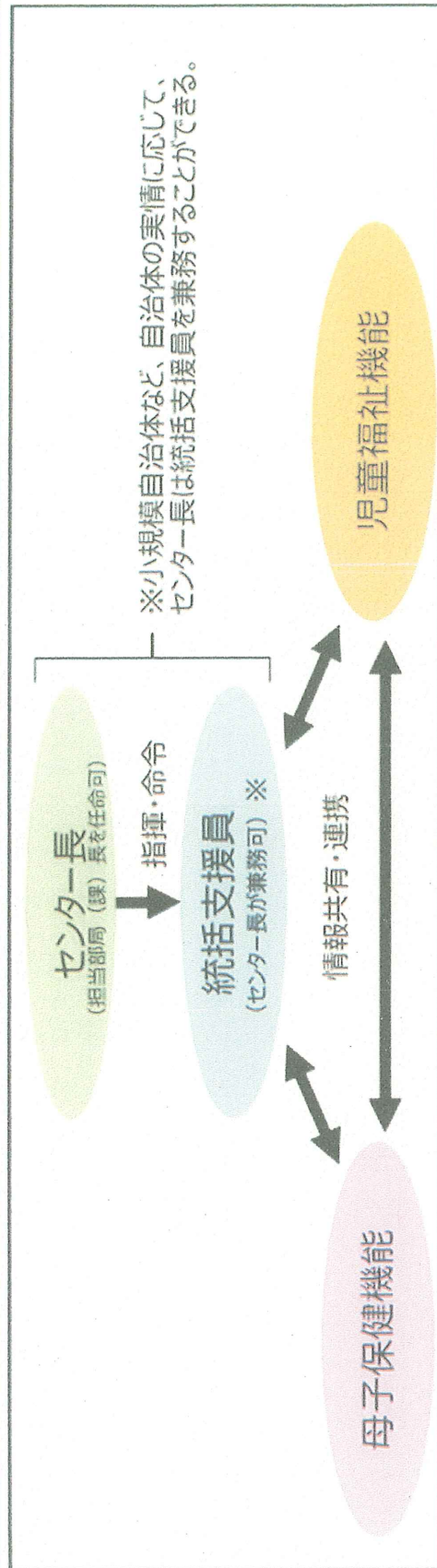
# こども家庭支援センターについて

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

## 【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



# こども家庭センターに係る財政支援の考え方について

## 財政支援の考え方

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、一体的な相談支援を行うことから、

- ① こども家庭センターの要件（7頁）を満たす施設については、統括支援員の配置に係る国庫補助を行うとともに、
- ② 当面（令和8年度末までを想定）はこども家庭センターの要件（7頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同拠点と同水準の国庫補助を、それぞれ行う（令和9年度以降についてはこども家庭センターの創設の意義などに鑑み、こども家庭センターの要件（7頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）ことを検討。

## ○運営費に係る財政支援

現 行：安心こども基金  
利用者支援事業（母子保健型） 負担割合 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6  
児童虐待防止対策等総合支援事業 負担割合 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6  
児童虐待防止対策等総合支援事業 負担割合 国：1/2、都道府県：0、市町村：1/2

令和6年度：子ども・子育て支援事業として財政支援することを検討中。  
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

## ○施設整備に係る財政支援

現 行：安心こども基金 負担割合 国：9/10、都道府県：0、市町村：1/10  
次世代育成支援対策施設整備交付金 負担割合 国：1/2相当

令和6年度：次世代育成支援対策施設整備交付金として財政支援することを検討中。  
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

・現行の安心こども基金、次世代育成支援対策施設整備交付金による補助の考え方を基に検討。  
(参考)

<現行の補助>

- 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（安心こども基金） 18,992千円
- 母子保健機能（利用者支援事業所）（次世代育成支援対策施設整備交付金） 9,496千円
- 児童福祉機能（市区町村子ども家庭総合支援拠点）（次世代育成支援対策施設整備交付金） 9,496千円

# 地域子育て相談機関の運用イメージ(案)について

## 【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であることも家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のため、地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

## 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認められた者への委託等を行うことができる。  
地域子育て相談機関の実施場所は、保育園、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例  
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

## 【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

## 【対象】

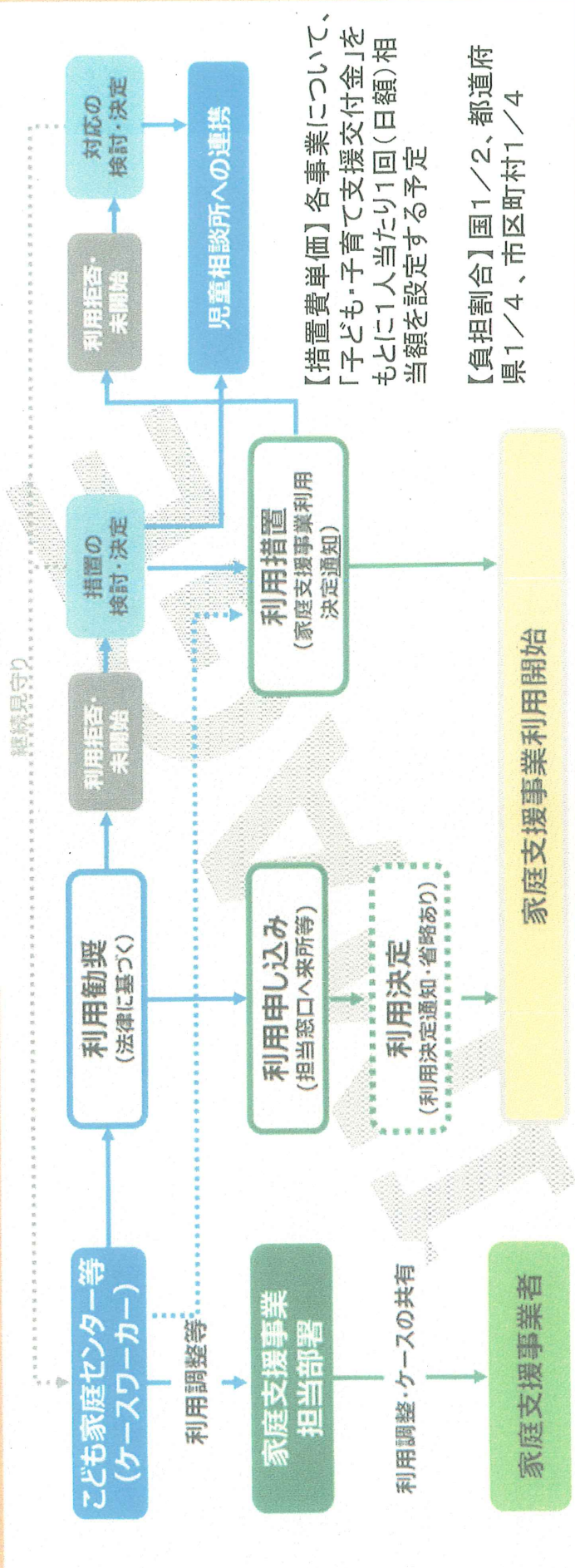
- 全ての妊産婦及びこどもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）を対象とする。

## 【業務内容】

- 相談支援
  - ・ 全ての妊産婦及びこどもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
  - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であることも家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
  - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
  - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

# 家庭支援事業の利用勸奨・措置について

利用勸奨・措置 基本的な流れ (イメージ図)



【措置費単価】各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回(日額)相当額を設定する予定

【負担割合】国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

## 対象者

- 利用勸奨・措置の対象者については、原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成した要支援・要保護児童家庭を対象とすることが考えられる。
  - ただし、要支援・要保護児童家庭ではないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者(※1)についても、サポートプラン等を作成のうえ(※2)対象とすることが考えられる。
- ※1 市町村の判断に過度なばらつきがないよう、配慮する必要がある。  
 ※2 速やかに支援が必要と認められる場合は例外的にサポートプラン等がなくとも利用勸奨や措置につなげていくことを可能とし、その際は、事後的にサポートプランを作成することを想定する。

# こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案) 概要

## I こどもの意見聴取等措置

### ■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合は、意見聴取等措置をあらかじめ実施 (①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面)
    - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除、変更・期間の更新
    - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
  - 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがなないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施
- ### ■ 意見聴取等を行う者
- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法 (※) を検討。  
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司(必要に応じて双方)が実施/担当児童福祉司等とは別の職員が実施
  - 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。



### ■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項(※)をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。

※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン/児童相談所運営指針で定められている内容(一時保護の理由、目的等/入所等措置をとる理由等)、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法

- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項(※)について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。

※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等

- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるような最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

### ■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

### ■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

### ■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧に説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。 5。



# こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案) 概要

## II 意見表明等支援事業

- 意見表明等支援を実施する場面
  - 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面
- 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項(実践環境の整備)
  - こども/関係者(児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等)への説明、多様なアクセス手段の確保(電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮)、事務局の体制確保(都道府県等の主管課/可能であれば適当な外部団体に委託)
- (意見表明等支援員の確保)
  - 配置形式・体制(独立性の担保):児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託/補助。個人の場合は委嘱
  - 資質の醸成・担保:都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

## (意見表明等支援事業の実施方法、留意事項)

- 訪問先の決定(一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設)、対象となるこども(年齢等で一律に区切るのは不適當)、訪問方法(定期又は要請に応じた訪問)、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック(意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築)、守秘義務・個人情報等の管理等
- 注:意見表明等支援事業の実施に当たっては、自治体としては、自治体としての事業名や担当機関名について、事業の実施内容との関係でわかりやすく誤解のないものとなるよう留意。

## III こどもの権利擁護に係る環境整備

### ■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

#### (児童福祉審議会の活用)

- 基本的な仕組み:こども(又はこどもに関わる関係機関)が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったアプローチも行う

準備・留意事項:児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセスの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定(児童相談所や施設関係者等は望ましくない等)、事務局の設置(児童相談所職員が担当することは避ける)、多様なアクセス手段の確保、関係機関等(児童相談所、施設、一時保護所、里親等)への説明・周知

#### (児童福祉審議会以外の機関による権利擁護)

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

### ■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

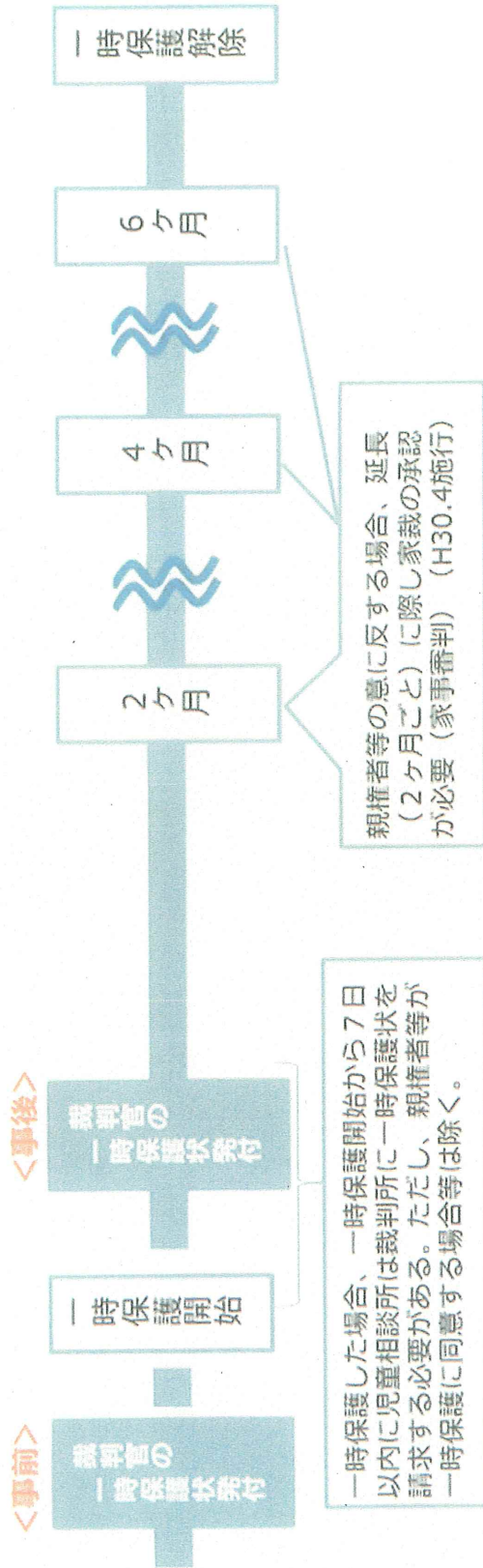
### ■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

### ■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組(意見箱(実効性ある運用)、こども会議等)

# 一時保護時の司法審査について

## ＜一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）＞

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
  - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
  - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
  - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
  - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



（今後のスケジュール）

- 令和5年夏頃：マニュアル案とりまとめ
- 令和6年夏頃：マニュアル確定、内閣府令改正
- 令和7年6月15日までの政令で定める日：施行

※現時点（令和5年9月）では、一部のスケジュールが以下のとおり変更となっている。

- 令和5年秋頃：マニュアル案とりまとめ
- 令和6年夏～秋頃：マニュアル確定、内閣府令改正

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。  
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業（困窮法）における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業（社福法）における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- 居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- 生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるものとするとともに、同事業におけるシエルトターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、見守り等の支援（地域居住支援事業）の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- 生活困窮者住居確保給付金について、新たに転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- 無料低額宿泊所について、届出義務違反への罰則や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

○子どもの貧困への対応

現状・課題

- ▶ 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、引き続き子どもの貧困対策を進めていくことが必要。
- ▶ 生活保護受給中の子育て世帯には必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等、より個別支援を行う必要性が高い。
- ▶ 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえて高等学校卒業後就職することも重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性

- 子どもの学習・生活支援事業について、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討することが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設することが必要。
- 高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給することが必要。

○医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等

現状・課題

- ▶ 医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要。

見直しの方向性

- 都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する支援を行うよう努めることが必要。
- 国による、データ提供・分析等に係る体制整備の支援が必要。

## ○自立相談支援等の強化について

### 現状・課題

- 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化・複雑化・重複化、自立相談支援機関やケースワーカーが単独で対応方針を検討するのが困難なケースも多数存在。
- 対応困難ケースに関係機関等が連携して対応する体制を整備するとともに、地域の支援体制を検討する枠組みが重要。

### 見直しの方向性

- 生活困窮者自立支援法の支援会議の設置を推進するため、その設置を努力義務化する必要がある。
- 生活保護制度において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるよう法定化することが必要。

## ○就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

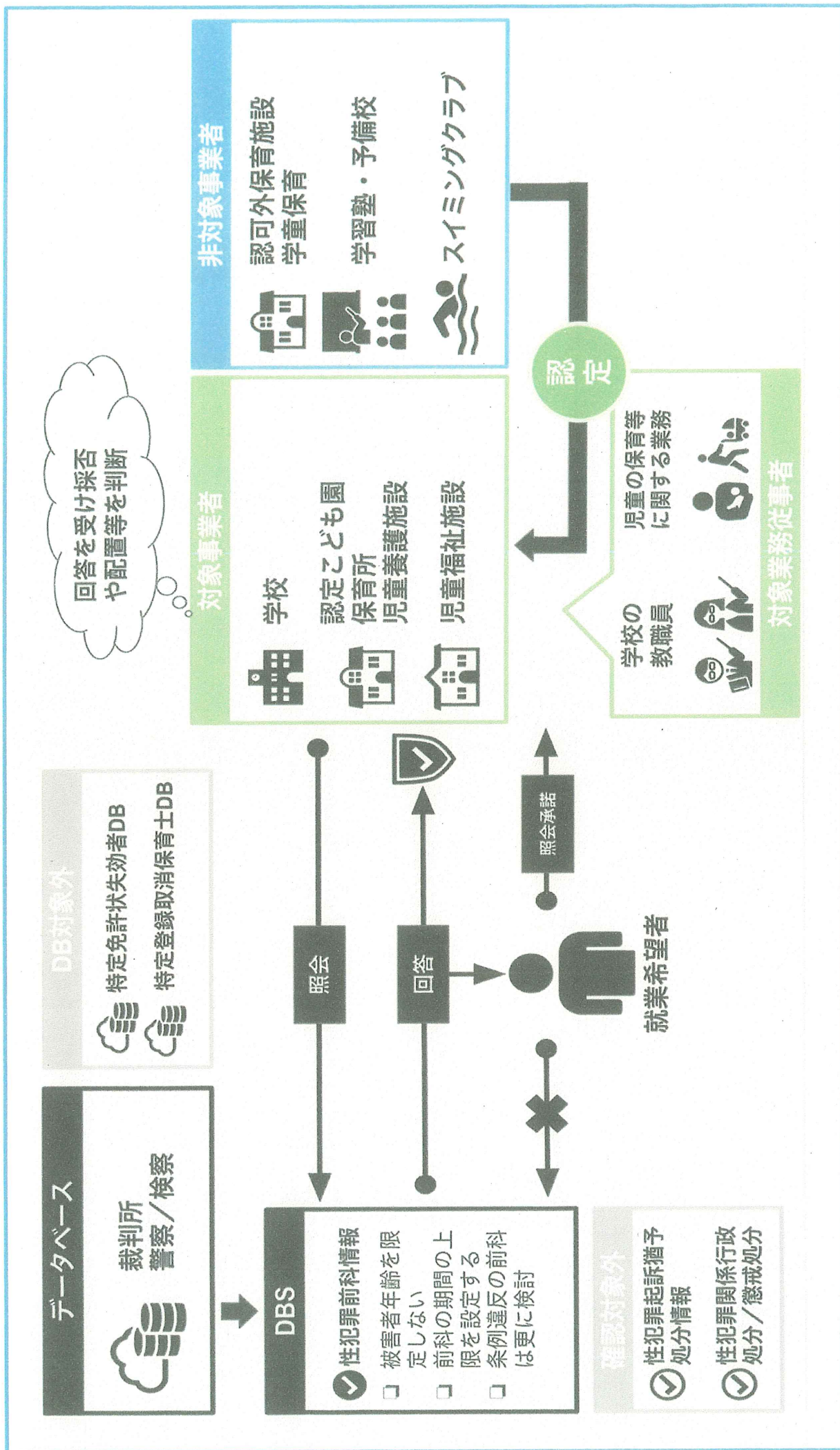
### 現状・課題

- 困窮状態からの脱却には、収入・支出両面からの生活の安定が必要不可欠である一方、直ちに一般就労することが困難な者や、家計の改善を必要とする者も多く存在。
- 全国どこに住んでいても、就労準備支援や家計改善支援について必要な支援を受けられることができる体制の整備が重要。
- 生活困窮制度と保護制度の間を移行する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援が課題。
- 生活困窮者が就労準備支援事業の利用につながらない背景に、交通費負担が困難であることが挙げられる。
- 被保護者の就労による自立を支援する就労自立給付金の算定方法について、就労開始時点等から早期に保護を必要としなくなる者に対する給付額が少なめになる課題。

### 見直しの方向性

- 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業を必須事業化しないとしても、効果的かつ効率的に実施されるよう、国による自治体の支援や広域連携等の環境整備により、全国的な実施を目指す必要がある。
- 被保護世帯向けの就労準備支援、家計改善支援、居住支援について法定化して、より幅広い自治体での実施を促すことが必要。
- 生活困窮者向け事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることについて検討が必要。
- 両制度で連携して研修を実施するなどにより、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが必要。
- 生活困窮者就労準備支援事業の利用時の交通費負担軽減の仕組みについて検討することが必要。
- 就労自立給付金の算定方法について、就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討することが必要。

# 日本版DBSの概要



## (参考) 岸 真紀子さん略歴

- |         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 1976年3月 | 北海道生まれ (満47歳)                             |
| 1994年   | 北海道栗沢町役場<br>(現在の岩見沢市) 入職                  |
| 2004年   | 自治労岩見沢市職員<br>組合特別執行委員                     |
| 2007年   | 自治労北海道空知地方本部執行委員                          |
| 2008年   | 自治労北海道空知地方本部書記次長                          |
| 2010年   | 自治労北海道空知地方本部書記長<br>自治労北海道空知地方本部<br>副執行委員長 |
| 2011年   | 自治労北海道空知地方本部書記長                           |
| 2013年   | 自治労中央執行委員<br>(法対労安局長)                     |
| 2015年   | 自治労中央執行委員<br>(組織対策局長)                     |
| 2017年   | 自治労特別中央執行委員<br>(組織対策担当)                   |
| 2019年   | 参議院議員 (比例代表) 初当選                          |



国の配置基準改善に向けた意見書可決議会一覧

2024.1.20

|    | 都道府県 | 自治体  | 時期    | 対象         |
|----|------|------|-------|------------|
| 1  | 北海道  | 旭川市  | 2022年 | ケア労働者      |
| 2  |      | 登別市  | 2022年 | ケア労働者      |
| 3  |      | 歌志内市 | 2022年 | ケア労働者      |
| 4  |      | 滝川市  | 2023年 | 保育士        |
| 5  | 青森   | 八戸市  | 2023年 | 保育士        |
| 6  | 岩手   | 久慈市  | 2023年 | 保育士        |
| 7  | 福島県  | 喜多方市 | 2021年 |            |
| 8  |      | 福島市  | 2018年 |            |
| 9  |      | 南相馬市 | 2018年 |            |
| 10 |      | 伊達市  | 2018年 |            |
| 11 |      | 福島市  | 2023年 | 保育士        |
| 12 | 群馬県  | 前橋市  | 2022年 |            |
| 13 |      | 沼田市  | 2020年 |            |
| 14 |      | 沼田市  | 2023年 | 保育士        |
| 15 |      | 安中市  | 2023年 | 保育士        |
| 16 | 埼玉県  | 新座市  | 2022年 | 保育士        |
| 17 |      | 春日部市 | 2022年 |            |
| 18 |      | 秩父市  | 2022年 |            |
| 19 |      | 富士見市 | 2022年 | 保育士        |
| 20 |      | 吉川市  | 2022年 | 保育士        |
| 21 |      | 埼玉県  | 2023年 | 保育士        |
| 22 |      | 八潮市  | 2023年 | 保育士        |
| 23 |      | 鴻巣市  | 2023年 | 保育士        |
| 24 |      | 上尾市  | 2023年 | 保育士        |
| 25 |      | 桶川市  | 2023年 | 保育の確保      |
| 26 |      | 春日部市 | 2023年 | 保育士        |
| 27 | 東京都  | 武蔵野市 | 2021年 |            |
| 28 |      | 三鷹市  | 2021年 |            |
| 29 |      | 小金井市 | 2021年 |            |
| 30 |      | 中野区  | 2023年 | 保育士        |
| 31 |      | 東大和市 | 2023年 | 保育士        |
| 32 |      | 墨田区  | 2023年 | 保育環境の充実    |
| 33 |      | 立川市  | 2023年 | 保育所等保育施設職員 |
| 34 | 千葉県  | 流山市  | 2022年 | 保育士        |
| 35 |      | 柏市   | 2022年 | 保育士        |



|    |      |       |       |           |
|----|------|-------|-------|-----------|
| 36 |      | 市川市   | 2023年 | 保育士       |
| 37 | 神奈川県 | 鎌倉市   | 2022年 | 保育士       |
| 38 |      | 大和市   | 2023年 | 保育士       |
| 39 |      | 相模原市  | 2023年 | 保育士       |
| 40 |      | 座間市   | 2023年 | 保育士       |
| 41 |      | 伊勢原市  | 2023年 | 保育所等保育施設  |
| 42 |      | 厚木市   | 2023年 | 保育所等保育施設  |
| 43 |      | 秦野市   | 2023年 | 保育所等保育施設  |
| 44 | 石川県  | 小松市   | 2022年 |           |
| 45 |      | 加賀市   | 2022年 |           |
| 46 |      | 金沢市   | 2022年 |           |
| 47 | 福井県  | 越前市   | 2022年 |           |
| 48 | 静岡県  | 伊東市   | 2023年 | 保育士       |
| 49 | 愛知県  | 知立市   | 2022年 | 保育士       |
| 50 |      | 安城市   | 2022年 | 保育士       |
| 51 |      | 春日井市  | 2022年 | 保育士       |
| 52 |      | 愛知県   | 2023年 | 保育体制の整備   |
| 53 | 三重県  | 三重県   | 2023年 | 保育士       |
| 54 |      | 鳥羽市   | 2023年 | 保育士       |
| 55 |      | 鈴鹿市   | 2023年 | 保育士       |
| 56 | 滋賀県  | 守山市   | 2022年 | 保育士       |
| 57 |      | 栗東市   | 2023年 | ケア労働者     |
| 58 |      | 草津市   | 2023年 | 保育士、福祉・介護 |
| 59 | 京都府  | 京田辺市  | 2022年 | 保育士       |
| 60 |      | 京都市   | 2022年 |           |
| 61 |      | 長岡京市  | 2023年 | 保育士       |
| 62 |      | 亀岡市   | 2023年 | 保育士       |
| 63 |      | 宮津市   | 2023年 | 保育所等保育施設  |
| 64 | 奈良県  | 奈良市   | 2022年 |           |
| 65 |      | 大和高田市 | 2022年 |           |
| 66 |      | 大和郡山市 | 2022年 |           |
| 67 |      | 天理市   | 2022年 |           |
| 68 | 和歌山県 | 橋本市   | 2023年 | 保育士       |
| 69 | 大阪府  | 吹田市   | 2022年 | 保育士       |
| 70 |      | 寝屋川市  | 2023年 | 保育士       |
| 71 | 兵庫県  | 伊丹市   | 2022年 |           |
| 72 |      | 高砂市   | 2022年 |           |
| 73 |      | 西脇市   | 2021年 |           |
| 74 |      | 川西市   | 2021年 | 社会福祉事業職員  |

|     |      |       |       |             |
|-----|------|-------|-------|-------------|
| 75  |      | 伊丹市   | 2023年 | 保育士         |
| 76  | 広島県  | 広島市   | 2022年 |             |
| 77  |      | 広島市   | 2023年 | 保育士         |
| 78  |      | 尾道市   | 2022年 | 全てのケア労働者    |
| 79  |      | 尾道市   | 2023年 | 保育士         |
| 80  |      | 庄原市   | 2023年 | 保育所等保育施設    |
| 81  |      | 廿日市市  | 2023年 | 保育士等        |
| 82  |      | 三次市   | 2023年 | 保育所保育施設     |
| 83  | 鳥取県  | 倉吉市   | 2021年 | 保育士         |
| 84  |      | 鳥取市   | 2022年 | 保育士         |
| 85  |      | 鳥取市   | 2023年 | 保育士         |
| 86  |      | 境港市   | 2023年 | 保育士         |
| 87  |      | 松江市   | 2023年 | 保育士         |
| 88  |      | 倉吉市   | 2023年 |             |
| 89  |      | 八頭町   | 2023年 | 保育所等保育施設の職員 |
| 90  |      | 智頭町   | 2023年 |             |
| 91  |      | 三朝町   | 2023年 |             |
| 92  |      | 琴浦町   | 2023年 |             |
| 93  |      | 南部町   | 2023年 |             |
| 94  |      | 日吉津村  | 2023年 |             |
| 95  |      | 江府町   | 2023年 | 保育所等保育施設の職員 |
| 96  | 徳島県  | 徳島市   | 2023年 | 保育施設・学童保育施設 |
| 97  |      | 阿南市   | 2023年 | 保育所等保育施設    |
| 98  | 愛媛県  | 今治市   | 2023年 | 保育士         |
| 99  |      | 西予市   | 2023年 | 保育士         |
| 100 | 高知県  | 須崎市   | 2021年 |             |
| 101 |      | 南国市   | 2022年 | 保育士         |
| 102 |      | 土佐清水市 | 2023年 | 保育所等保育施設    |
| 103 | 福岡県  | 直方市   | 2022年 |             |
| 104 |      | 大牟田市  | 2022年 |             |
| 105 |      | 福岡市   | 2023年 | 保育士         |
| 106 |      | 中間市   | 2023年 | 保育士         |
| 107 |      | 宗像市   | 2023年 | 保育士         |
| 108 |      | 北九州市  | 2023年 | 保育士         |
| 109 | 鹿児島県 | 鹿屋市   | 2023年 | 保育士         |
| 110 | 沖縄県  | 那覇市   | 2023年 | 保育士         |

※意見書採択自治体は、すべての議会を調査していないため、記載もれ場合があります。

# 障勞連 れんらくかい ニュース 第66号

## 第42回自治労障害労働者全国連絡会総会のご案内

12月1日(金)13:30~17:30 第1分科会(肢体・内部)  
第2分科会(視覚障害)  
第3分科会(聴覚障害)  
第4分科会(知的・精神・発達障害等)  
2日(土)10:00~13:00 総会

会場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明



厚労省、総務省へ要請行動 2023.9.29

### 当事者が安心して働ける環境改善など求める

9月29日(金)、自治労本部障勞連幹事会において総務省、厚生労働者要請行動を行いました。

障害者活躍推進計画を基本に、採用、採用後の環境整備、継続的な採用の中での雇用率、そして、各障害がある当事者が安心して働き続けることが出来る環境改善を求めました。

総務省と厚生労働省からの共通回答は、自治体に対して「周知していく」でした。各自治体で進められている障害者活躍推進計画に「差」があるのは、両省とも把握しており、改善を促すとの回答は得れたと思います。

ただ雇用率、勤務時間、職場配置、障害による通院のための有給のあり方など、改善要求を求める必要があるという継続課題も見えました。

職場環境整備のため、今後も障害者の募集・採用ができる社会環境をめざし、改善を求めみなさんとともに要求行動を継続していきます。

(幹事: 甲斐安孝さん)

●役員紹介 幹事: 山口健太 (秋田県本部・秋田県職連合)



全国幹事2年目になりました。障害は脳性麻痺による歩行困難と上肢の軽度な障害になります。現在の職場は農業試験場で3年目、福祉職場が長かったのですが初めての農林関係の職場にいます。

趣味は旅行(食い道楽)とゲーム。旅行に関しては隙あらば何処かに行っています。ゲームに関しては非公式ながら世界一を取った事があったり、別のゲームで数年、県内一位を維持して

いるくらいの腕です。

また、科学館や博物館を巡るのも好きです。

障労連活動では、県障労連前代表に連れられて年一回の総会には長年参加していましたが、代表の退職後、県障労連代表とその活動を引き継いだ形になります。

これから長いことお世話になるかと思いますが、障労連運動を継続し、みなさんの職場環境等がより良い物になるようにと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。